

揖斐川町ふるさと基金寄附金実績報告(令和 7 年度)

皆さまからふるさと納税としていただいた寄附金は、「揖斐川町ふるさと基金」に積み立てし、翌年度以降取り崩して指定いただいた使い道の事業に活用しています。

令和 7 年度の活用実績について、報告します。

1)令和6年度に受け入れた寄附金

- ・寄附金額合計 37,208,900円
- ・寄附件数 1,191 件

全額をふるさと基金に積み立てました。

2)令和 7 年度に寄附金を活用した事業

令和 6 年度中に受け入れた寄附金

- ・寄附金額合計 35,645,000円
- ・寄附件数 1,088件

上記の金額35,645,000円を別表のとおり令和 7 年度の事業に活用しました。

(別表)

令和7年度 寄附金充当事業の内訳

使途区分	事業名	担当課	説明	充当額(円)	充当割合(%) (対事業決算額)
ふるさとに住む人たちが、健康で快適に暮らせるための事業(健康、福祉、環境関連)	福祉医療費支給事業	住民生活課	健康の保持と福祉の増進を図ることを目的とした福祉医療制度の受給者の医療費助成に活用しました。	3,500,000	2.5%
	ごみ減量化事業	住民生活課	資源回収を実施した団体に対する奨励金、生ごみ堆肥化装置等購入者に対する助成金を交付することにより、ごみの減量化、資源の有効利用及びごみに対する町民意識の高揚に活用しました。	301,000	35.2%
	買物弱者支援事業	健康福祉課	誰もが安心して住み慣れた地域で継続して生活できるよう、買物弱者を支援することを目的とした移動販売事業に活用しました。	5,000,000	100.0%
	定期予防接種事業	保健センター	乳幼児や高齢者の肺炎球菌等の予防接種の実施に活用しました。	4,000,000	6.4%
ふるさとの未来を担う、人づくりのための事業(教育、文化、スポーツ振興、子育て支援関連)	すこやかベビー祝い金事業	子育て支援課	出産者への祝福と、児童の健全な育成、家族の経済的負担の軽減を図るため、すこやかベビー祝いの支給に活用しました。	1,800,000	85.7%
	乳幼児ベビー用品支給事業	保健センター	見守り支援員によるオムツ等のベビー用品の宅配事業に活用しました。	1,800,000	100.0%
	幼稚園運営事務費	子育て支援課	町立幼稚園の維持管理、運営に係る費用に活用しました。	350,000	0.2%
	親子観劇会開催事業	子育て支援課	町立幼稚園等の園児及び保護者を対象とした、親子観劇会の開催に活用しました。	300,000	44.0%
	子育て支援センター運営事務費	子育て支援課	親子の交流の場の提供や子育てに関する相談業務など子育て支援センターの運営に活用しました。	2,351,000	14.1%
	奨学激励事業	学校教育課	高等学校などへ進学する母子父子家庭等の学生に対して交付する奨学激励金として活用しました。	1,000,000	95.2%
	地域学習支援事業	学校教育課	地域公民館を活用し、希望する中学生に対して無料での学習支援の場を提供する「地域学び塾」の運営に係る費用に活用しました。	1,000,000	67.1%
	小学校施設管理備品購入事業	学校教育課	小学校の施設備品(チャイムシステム、ワイヤレスアンプ等)の購入に活用しました	1,000,000	55.9%
	中学校施設管理備品購入事業	学校教育課	中学校の施設備品(ポータブルクーラー、大型モニター等)の購入に活用しました	2,003,000	77.3%

	図書館書籍購入事業	社会教育課	揖斐川図書館、谷汲図書館、坂内図書館での図書購入に活用しました。	1,000,000	16.7%
	文化財保護事業	社会教育課	揖斐川文化財保護のため、埋蔵文化財試掘調査、子ども歌舞伎育成事業等にかかる費用に活用しました。	1,500,000	24.5%
ふるさとの安全と安心を守るための事業(消防、防災関連)	防災対策事業	総務課	災害時に避難所において配布する食糧や水などの備蓄品を購入するための経費に活用しました。	1,460,000	13.5%
ふるさとの活力のための事業(産業、観光、地域振興関連)	揖斐川町観光協会等補助事業	商工観光課	町観光協会に対する補助金として、横蔵寺ライトアップや谷汲山華厳寺の日本遺産認定のPRのために行った「竹のぬくもりイルミネーション」など、町の観光PRに活用しました。	3,866,000	7.8%
いびがわマラソン事業	いびがわマラソン開催事業	社会教育課	令和7年11月9日に開催しました「いびがわマラソン2025」の救護医療体制等にかかる費用に活用しました。	3,414,000	12.9%
合 計				35,645,000	-

※充当割合は、総事業費に対して寄附金を充当した割合。

※用途の指定のない寄附(町長おまかせ)については、町長が指定した事業(上記事業への上乗せ配分)に活用しています。

※従前から基金に積み立ててあった額を追加して事業に充当する場合や、充当する事業費を寄附額が上回れば事業費以上に基金を取り崩さず、さらに後年度の事業費に充当するため持ち越す場合があります。